

就業規則（新旧対照表）

2025 年 6 月 2 日

中央労働基準監督署長 殿

今回、下記のとおり当社の就業規則を変更いたしました

株式会社 〇〇ホールディングス

変更前	変更後
第 31 条 <u>定年退職</u> 社員の定年は満 60 歳とし、定年に達する日 (誕生日)をもって自然退職とする。 2 以下削除	第 31 条 <u>定年制度の廃止</u> 社員の定年による退職制度は設けないことと する。 2 <u>社員は、健康状態、勤務意欲及び職務遂 行能力に問題がない限り、年齢にかかわらず 就業を継続することができるものとする。ただ し、前条 27 条から 30 条の退職、第 33 条から 第 35 条の解雇に定める事由に該当する場合 は、この限りではない。</u>
第 32 条 <u>継続雇用しない事由</u> 削除	第 32 条 <u>高齢者雇用管理制度</u> 前条の規定により、高年齢者は 60 歳以上と定 める。当該高齢者が希望した場合は、第 107 条に定める定期健康診断とは別に、歯周病検 診等を行うことができる。希望する 60 歳以上の 社員は、受診する 1 か月前までに、会社へ書 面で届け出をしなければならない。かかる経費 の一部は会社が負担するものとする。
第 93 条 休暇休業等の賃金 年次有給休暇および就業規則第 55 条(特別 休暇)に定める休暇期間中は、所定労働時間 労働したときに支払われる通常の賃金を支払 う。	第 93 条 休暇休業等の賃金 年次有給休暇および就業規則第 55 条(特別 休暇)に定める休暇期間中は、所定労働時間 (1 日 8 時間)労働したときに支払われる通常 の賃金を支払う。

※変更部分は、下線を引くこと。

